

令和8年2月13日

お客さま各位

石巻信用金庫

金融機能強化法に基づく優先出資の消却について

石巻信用金庫（理事長 明石 圭生）は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第1項に規定する特定震災特例協同組織金融機関として、2012年2月20日に発行した優先出資180億円につきまして、関係当局の承認を受け、本日、自己優先出資として取得し、その全てを消却しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これにより、金融機能強化法の震災特例に基づく180億円の資本支援金につきましては、全て返済となりましたが、引き続き役職員一体となり、地元に着した幅広い支援に努め、地域経済の活性化に全力で取り組んでまいります。

記

・優先出資の取得および消却

優先出資発行額	180億円
信託受益権保有額 ※	180億円
国（株整理回収機構）	157億円
信金中央金庫	23億円
優先出資の取得および消却日	令和8年2月13日

※発行した優先出資は信託受益権化され、国（株整理回収機構）および信金中央金庫が保有のうえ資本参加

以上

（本件に関するお問い合わせ先）

石巻信用金庫 総務部担当

常務理事 阿部 伸一

電話：0225-95-6482